第二条の二　安衛則第四十二条の五第一号又は第二号に定めるとき（粉じん則第二十六条の三の二第四項柱書又は第五項柱書に規定する場合に限る。）における粉じん則第二十六条の三の二第四項第一号又は同条第五項第一号の規定による空気中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度の測定（同条第四項第一号イに掲げる方法による測定に限る。）は、次に定めるところによらなければならない。

一　試料空気の採取は、粉じん則第二十六条の三の二第四項柱書の第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の粉じんの濃度を測定するために最も適切な部位に装着すること。

二　前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される粉じんの量がほぼ均一であると見込まれるものごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。

三　試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

2　前項の測定は、次のいずれかの方法によらなければならない。ただし、第二号に掲げる方法による場合においては、粉じん則第二十六条第三項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者により、一年以内ごとに一回、定期に較正された測定機器を使用しなければならない。

一　第二条第二項の要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方法及び重量分析方法

二　相対濃度指示方法（一以上の試料空気の採取において前号に掲げる方法を同時に行うことによつて得られた数値又は厚生労働省労働基準局長が示す数値を質量濃度変換係数として使用する場合に限る。）

第二条の三　令第二十一条第一号の屋内作業場における粉じん則第二十六条第二項の規定による空気中の土石、岩石又は鉱物の粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エツクス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならない。

（気温、湿度等の測定）

第三条　令第二十一条第二号の屋内作業場（安衛則第五百八十七条各号に掲げる屋内作業場に限る。）における気温、湿度及びふく射熱の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一～三　（略）

（騒音の測定）

第四条　令第二十一条第三号の屋内作業場（安衛則第五百八十八条各号に掲げる屋内作業場に限る。）における等価騒音レベルの測定は、次に定めるところによらなければならない。

一～五　（略）

（坑内の作業場における測定）

第五条　令第二十一条第四号の坑内の作業場（安衛則第五百八十九条各号に掲げる坑内の作業場に限る。）における炭酸ガス濃度及び気温の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一・二　（略）

（新設）

第二条の二　令第二十一条第一号の屋内作業場における空気中の土石、岩石又は鉱物の粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エツクス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならない。

（気温、湿度等の測定）

第三条　令第二十一条第二号の屋内作業場（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百八十七条各号に掲げる屋内作業場に限る。）における気温、湿度及びふく射熱の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一～三　（略）

（騒音の測定）

第四条　令第二十一条第三号の屋内作業場（労働安全衛生規則第五百八十八条各号に掲げる屋内作業場に限る。）における等価騒音レベルの測定は、次に定めるところによらなければならない。

一～五　（略）

（坑内の作業場における測定）

第五条　令第二十一条第四号の坑内の作業場（労働安全衛生規則第五百八十九条各号に掲げる坑内の作業場に限る。）における炭酸ガス濃度及び気温の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一・二　（略）